様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　　2025　年　　6月　　13日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな） きょうわかんこうかぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称 共和観光株式会社  （ふりがな） えもと　まこと  （法人の場合）代表者の氏名 　江本　日東  住所　〒390-0806 長野県松本市女鳥羽2-1-2  法人番号　3100001013005  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 「DXに関する当社の取り組み」 | | 公表日 | 2025年5月8日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社ホームページにて公表  　トップぺージ下部の「お知らせ　2025.05.08 DXに関する当社の取り組み」を参照  <https://www.kyowa-kanko.co.jp/info/dx%e3%81%ab%e9%96%a2%e3%81%99%e3%82%8b%e5%bd%93%e7%a4%be%e3%81%ae%e5%8f%96%e3%82%8a%e7%b5%84%e3%81%bf>  上記ページにて公表c  <https://www.kyowa-kanko.co.jp/lib/wp/wp-content/uploads/2025/06/e100a074b1721118d85150b3ca4fc602.pdf>  上記「DXに関する当社の取り組み」の  P.1「代表メッセージ」を参照 | | 記載内容抜粋 | 共和観光株式会社は、昨今のデジタル化や社会環境の急激な変化に迅速かつ柔軟に対応すべく、2025年5月より「DX統括本部」を新設いたしました。  本部を中心に、デジタル人材の育成、ITツールの導入促進、現場における業務改善の支援体制を構築し、全社的なデジタルトランスフォーメーションを本格的に推進してまいります。AIによる予測モデルやCRMの活用などを通じて、業務の効率化とサービス品質の向上を両立させるとともに、DXを担う人材の採用・育成や、行動と成果を適切に評価する制度の整備にも取り組んでまいります。  今後も、お客様に選ばれ続ける企業であるために、社員一人ひとりが変化を恐れず前向きに挑戦できる風土を築き、デジタルと人の力を融合させた新しい価値の創出に努めてまいります。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会の決定事項に基づき、会社経営上重要な意思決定案件を審議する経営会議で承認されています。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 「DXに関する当社の取り組み」 | | 公表日 | 2025年5月8日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社ホームページにて公表  　トップぺージ下部の「お知らせ　2025.05.08 DXに関する当社の取り組み」を参照  <https://www.kyowa-kanko.co.jp/info/dx%e3%81%ab%e9%96%a2%e3%81%99%e3%82%8b%e5%bd%93%e7%a4%be%e3%81%ae%e5%8f%96%e3%82%8a%e7%b5%84%e3%81%bf>  上記ページにて公表c  <https://www.kyowa-kanko.co.jp/lib/wp/wp-content/uploads/2025/06/e100a074b1721118d85150b3ca4fc602.pdf>  上記「DXに関する当社の取り組み」の  P.2「DX推進のための具体的な取り組み」を参照 | | 記載内容抜粋 | 当社ではDX推進の一環として、営業データや外的要因を学習するAI予測モデルの導入による予算策定の高度化と、CRMシステムを活用した顧客情報の一元管理による接客品質の向上を進めており、業務の効率化、収益性の改善、顧客満足度の向上を同時に実現する体制を構築していきます。   1. アミューズメント事業において、遊技業界におけるDX推進の一環として、営業データに基づくAI予測モデルの導入を進めています。売上・稼働・粗利に加え、イベント履歴や天候などの外的因子をAIに学習させることで、適正粗利や売上の予測精度を高めるツールの開発に着手します。従来店長や室長の経験や勘に頼っていた予算策定業務を支援するものです。これにより、業務工数の削減に加え、数値に基づく施策立案や改善サイクルの合理化が進みます。 2. ホテル事業において、宿泊業の収益性を高めるうえで重要となるレベニューマネジメントについては、AIを活用したダイナミックプライシングの導入を実施します。宿泊実績、天候、地域イベント、需要傾向などのデータをAIに学習させることで、最適な価格を日々自動算出します。需要に応じた価格変動型の料金戦略を実現して、感覚に頼らない再現性のある価格判断ができる仕組みを構築します。 3. ホテル事業において、サービス品質向上とリピーター獲得の強化に向けて、CRMシステムの導入を計画しています。顧客の予約履歴や滞在中の要望などを一元的に管理することで、パーソナライズされたサービス提供や接客の質向上を実現することを目指しています。加えて、来訪タイミングに応じた自動フォローメール配信、顧客属性に応じた特別プランのレコメンド等の機能の活用を検討しています。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会の決定事項に基づき、会社経営上重要な意思決定案件を審議する経営会議で承認されています。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 当社ホームページにて公表  　トップぺージ下部の「お知らせ　2025.05.08 DXに関する当社の取り組み」を参照  <https://www.kyowa-kanko.co.jp/info/dx%e3%81%ab%e9%96%a2%e3%81%99%e3%82%8b%e5%bd%93%e7%a4%be%e3%81%ae%e5%8f%96%e3%82%8a%e7%b5%84%e3%81%bf>  上記ページにて公表c  <https://www.kyowa-kanko.co.jp/lib/wp/wp-content/uploads/2025/06/e100a074b1721118d85150b3ca4fc602.pdf>  上記「DXに関する当社の取り組み」の  P.3「DX推進体制」及び  P.4「DX人材育成・確保について」を参照 | | 記載内容抜粋 | 2025年5月より「DX統括本部」を発足し、デジタル人材育成・IT導入促進・ITツールの活用サポートを推進します。各拠点には「DXリーダー」を配置し、現場起点での改善提案と意思決定支援の体制を整備しています。  また、デジタル人材の育成・確保については、以下の取り組みを行います。これにより、IT導入の推進役となる人材を社内で育成・確保し、自律的なデジタル変革が進められる体制を構築していきます。 ・DX基礎研修の定期開催 ・業務改善ワークショップの実施  ・デジタル領域経験者向けの求人強化 ・副業、業務委託での柔軟な受入体制  ・DX貢献度を加味した人事考課項目の新設 ・部門横断でのプロジェクト評価 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 当社ホームページにて公表  　トップぺージ下部の「お知らせ　2025.05.08 DXに関する当社の取り組み」を参照  <https://www.kyowa-kanko.co.jp/info/dx%e3%81%ab%e9%96%a2%e3%81%99%e3%82%8b%e5%bd%93%e7%a4%be%e3%81%ae%e5%8f%96%e3%82%8a%e7%b5%84%e3%81%bf>  上記ページにて公表c  <https://www.kyowa-kanko.co.jp/lib/wp/wp-content/uploads/2025/06/e100a074b1721118d85150b3ca4fc602.pdf>  上記「DXに関する当社の取り組み」の  P.2「DX推進のための具体的な取り組み」を参照 | | 記載内容抜粋 | 当社ではDX推進を推進するために、具体的な下記のような事柄に取り組んでまいります。  「アミューズメント事業部」  ・売上、粗利データ、イベント履歴、天候、商圏情報などを収集、統合  ・BIツールをを活用し、現場、本部双方での可視化を実現  **・**営業会議でAI予測値と人間判断の差異を比較・検証  「ホテル事業部」  ・宿泊データの整理して、イベント履歴、天候、商圏情報などを収集、と稼働率等の傾向を体系的に整理  ・収集したデータに基づいてAIによるダイナミックプライシングを実証  ・販売チャネルの価格統一OTAと直販サイトで価格の整合性を保つ体制を構築  ・顧客情報の統合管理予約・宿泊データをCRMに集約し活用基盤を整備  ・PMSとの連携設計CRMとPMS間のデータ連携仕様を設計  ・顧客セグメント化属性や行動データに基づき、顧客を分類 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 「DXに関する当社の取り組み」 | | 公表日 | 2025年5月8日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社ホームページにて公表  　トップぺージ下部の「お知らせ　2025.05.08 DXに関する当社の取り組み」を参照  <https://www.kyowa-kanko.co.jp/info/dx%e3%81%ab%e9%96%a2%e3%81%99%e3%82%8b%e5%bd%93%e7%a4%be%e3%81%ae%e5%8f%96%e3%82%8a%e7%b5%84%e3%81%bf>  上記ページにて公表c  <https://www.kyowa-kanko.co.jp/lib/wp/wp-content/uploads/2025/06/e100a074b1721118d85150b3ca4fc602.pdf>  上記「DXに関する当社の取り組み」の  P.4「DX化の達成状況を図る指標」を参照 | | 記載内容抜粋 | DXの推進状況を可視化するため、それぞれの取り組みごとに定量的・定性的なKPIを設定し、定期的に評価・見直しを行っています。  ①AI予測値と実績の乖離率 ±5%以内  ②RevPAR（販売可能客室収益） 前年比＋10%  ③再来訪率（リピート率） 30%以上 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2025年5月8日 | | 発信方法 | 当社ホームページにて公表  　トップぺージ下部の「お知らせ　2025.05.08 DXに関する当社の取り組み」を参照  <https://www.kyowa-kanko.co.jp/info/dx%e3%81%ab%e9%96%a2%e3%81%99%e3%82%8b%e5%bd%93%e7%a4%be%e3%81%ae%e5%8f%96%e3%82%8a%e7%b5%84%e3%81%bf>  上記ページにて公表c  <https://www.kyowa-kanko.co.jp/lib/wp/wp-content/uploads/2025/06/e100a074b1721118d85150b3ca4fc602.pdf>  上記「DXに関する当社の取り組み」の  P.1「代表メッセージ」を参照 | | 発信内容 | 2025年5月より「DX統括本部」を発足し、デジタル人材育成・IT導入促進・ITツールの活用サポートを推進することを決めました。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年　12月頃　～　随時 | | 実施内容 | IPAの「DX推進指標」による自己分析を行いました。（添付データ参照） |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年　12月頃　～　随時 | | 実施内容 | 情報セキュリティポリシーを公表し（https://www.kyowa-kanko.co.jp/lib/wp/wp-content/uploads/2025/06/e100a074b1721118d85150b3ca4fc602.pdf)  上記「DXに関する当社の取り組み」の  P.5「セキュリティ方針」を参照。情報セキュリティ対策に継続的に取り組むとともに、セキュリティアクション制度に基づき2つ星の自己宣言を実施しています。（利用者番号：41036129148） |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。